

毎週月. 水. 金曜日発行

富山県報

令和 7 年10月22日

水 曜 日

第5439号

目 次

告 示

○森林法第 189条の規定による告示及び掲示	1
○保安林の指定予定	2
○指定納付受託者の指定	

公 告

○土地改良区の役員の退任	3
--------------	---

告 示

富山県告示第394号

森林法第 189条の規定による告示及び掲示について

保安林の指定が解除された次の森林について、森林法（昭和26年法律第 249号）第33条第 3 項の規定による通知の相手方が所在不分明のため、同法第 189条の規定により当該通知を氷見市役所に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和 7 年10月22日

富山県知事 新 田 八 朗

1 解除に係る保安林の所在場所

富山県氷見市窪字穴畑3283の70（国有林）

2 所在が不分明である通知の相手方

国

3 通知の要旨

1 の森林について、農林水産大臣から令和 7 年10月 1 日農林水産省告示第1472号をもって保安林の指定を解除する旨の通知があった。

富山県告示第395号

保安林の指定予定について

農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第 249号）第30条の規定により告示する。

令和7年10月22日

富山県知事 新 田 八 朗

1 保安林予定森林の所在場所

富山県富山市婦中町三屋字杉木山22の1、28

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を富山県庁及び富山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

富山県告示第396号

指定納付受託者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者を指定したので、同条第2項及び富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17号）第29条の2の規定により告示する。

令和7年10月22日

富山県知事 新 田 八 朗

- 1 指定納付受託者の名称及び住所又は事務所の所在地
東京都千代田区一番町8住友不動産一番町ビル7階
READYFOR株式会社
- 2 指定納付受託者が納付事務を行う歳入等
災害派遣トイレネットワークプロジェクトクラウドファンディング
- 3 指定納付受託者が歳入等の納付事務を行う期間
令和 7 年11月 1 日から令和 8 年 3 月31日まで
- 4 指定納付受託者の指定をした日
令和 7 年10月10日

~~~~~  
公 告  
~~~~~

土地改良区の役員の退任

射水平野土地改良区の役員であった次の者が令和 7 年 7 月11日退任した旨届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第19項の規定により公告する。

令和 7 年10月22日

富山県知事 新 田 八 朗

職 名	氏 名	住 所
理 事	角 田 悠 紀	高岡市木津 511番地40

令和7年10月22日印刷発行

発行 富山県

富山県富山市新総曲輪1番7号

電話富山 076—444—3153番
